

各位

法政大学第二高等学校

**就学支援金の加算支給について**

## 1. 高等学校等就学支援金について（国の制度）

学校が生徒に代わって就学支援金を受け取り、授業料の一部に充てます。また、保護者の所得に応じて支給額が加算されます。

本年度については、2010年4月6日（火）のホームルームにて生徒本人からの申請書を受付しました。就学支援金については、本校では第2期授業料の引き落とし額を変更する対応をいたします。

## 2. 就学支援金の加算支給について

4月と6月の年2回受け付けます。

下記4. に記した加算支給の要件に該当する方は、本校に「高等学校就学支援金の加算支給に関する届出書」ならびに世帯構成記入欄を記入の上、保護者（父母両方）の課税証明書または非課税証明書を提出していただくことになります。

4月の申請は、2010年4月9日（金）まで受付しました。平成21年度（平成20年分所得）の市町村民税所得割額を基準として、4月～6月分の支給額が決定されます。

なお、今回は6月に、7月～翌年6月分（高校3年生は7月～翌年3月分）の加算を受けるための加算の申請を受け付ける予定です。その際には、新たに保護者（父母両方）の平成22年度（平成21年分所得）の課税証明書または非課税証明書を提出していただく必要があります。詳細については6月にホームルームでご案内します。

## 3. 受付先 2号館1階 学務担当窓口 (044-711-4390)

## 4. 加算支給の要件

加算支給の要件は、保護者の住民税の内、市町村民税所得割額が下記に該当することとなります。保護者が父母である場合、父母の市町村民税所得割額を合計します。保護者が両親以外の場合はその方々の所得によります。

(1) 両親とも市町村民税の「所得割」額が非課税の場合

（保護者の年収約250万円未満程度）※目安年収は所得ではありません。

就学支援金額 月額 9,900円 年額 118,800円

就学支援金加算額 月額 9,900円 年額 118,800円

→加算後の就学支援金合計額 月額 19,800円 年額 237,600円

(2) 両親の市町村民税の「所得割」額の合計が18,900円未満の場合

（保護者の年収約250万円～350万円未満程度）※目安年収は所得ではありません。

就学支援金額 月額 9,900円 年額 118,800円

就学支援金加算額 月額 4,950円 年額 59,400円

→加算後の就学支援金合計額 月額 14,850円 年額 178,200円

## 5. 注意

(1) 年収はおおよその目安であり、**加算の判断は市町村民税額（所得割額）によります。**

(2) 加算要件に該当する方は、生活保護世帯またはそれに準ずる方々が主となります。

以上